



発行 新潟県

第79号

令和6年10月11日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

告 示

- 1106 休猟区の指定(環境対策課)
- 1107 特定猟具使用禁止区域の指定(環境対策課)
- 1108 土壌汚染対策法による汚染されている区域の指定解除(環境対策課)
- 1109 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術者等の指定(福祉保健総務課)
- 1110 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術者等の変更届(福祉保健総務課)
- 1111 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の事業廃止届(障害福祉課)
- 1112 特殊肥料の検査の結果(農産園芸課)
- 1113 くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の一部改正(水産課)
- 1114 保安林の指定(治山課)
- 1115 令和6年度地籍調査事業計画の変更(農村環境課)
- 1116 公共測量の実施通知(監理課)
- 1117 公共測量の実施通知(監理課)
- 1118 公共測量の実施通知(監理課)
- 1119 公共測量の実施通知(監理課)
- 1120 道路の区域変更(道路管理課)

公 告

特定調達契約の落札者等(ICT推進課)



◎新潟県告示第1106号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第34条第1項の規定により、休猟区を次のとおり指定する。

令和6年10月11日

新潟県知事 花 角 英 世

1 小倉休猟区

(1) 区域

佐渡市畑野地内の県道多田皆川金井線と主要地方道両津真野赤泊線との交点を起点とし、同主要地方道を北東に進み、新穂大野1654番地の南西端に至る。この地点から小佐渡東部鳥獣保護区の境界に沿って南東に進み、大字新穂大野と大字栗野江の字界、大字新穂大野と大字坊ヶ浦の字界との交点、大字新穂大野と大字長谷の字界の交点、大字新穂大野と大字小倉の字界、大字岩首と大字小倉の字界との交点に至り、更に同所から字界を北東に進み大字岩首と大字浜河内の字界との交点の海岸線に至る。海岸線を南西に進み、県道多田皆川金井線と主要地方道佐渡一周線との交点に至ったところで同主要地方道を横断し、県道多田皆川金井線を北西に進む。浜河内、丸山、中佐為、長谷集落を経て主要地方道両津真野赤泊線との交点まで進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

2,922ヘクタール(内水面25ヘクタール)

(3) 存続期間

令和6年10月15日から令和9年10月14日まで

◎新潟県告示第1107号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定する。

令和6年10月11日

新潟県知事 花角 英世

1 築地原特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

本区域には、競走馬の養老牧場があり、発砲による人馬への危険がある。また、「長池憩いの森公園」があり、地域の危険防止を図るため、引き続き銃猟禁止の区域とする。

(2) 区域

市道築地・村松浜線と県道3号線(新潟・新発田・村上線)の交点築地十字路を起点とし、同県道を南に進み、市道苔の実・村松浜1号線の交点に至る。ここから同市道を西に進み、通称日鉱道路の交点に至る。ここから日鉱道路を北に進み、市道築地・村松浜線の交点に至る。ここから同市道を東に進み、起点を結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

220ヘクタール(内水面1ヘクタール)

(4) 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

2 松浜・新潟東港特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため。

(2) 区域

北蒲原郡聖籠町網代浜地内の国道113号と県道網代浜新発田線との交点を起点とし、ここから同県道を南東に進み、第2二本松用水路との交点に至る。ここから同用水路に沿って南西に進み、町道太夫蓮潟新田線との交点に至る。ここから同町道を北西に進み、杉谷内川との交点に至る。ここから同川の右岸沿いに南西に進み、県道島見新発田線に至る。ここから同県道を北西に進み、国道113号に至り、同国道を南西に進み、横土居地内の臨港道路5号線との交点に至る。ここから同道を北西へ進み、臨港道路西埠頭線を経て南西に進み、市道豊栄1-796号線、市道北6-42号線を経て、国道113号との交点に至る。同国道を南西に進み、市道競馬場線1号との交点に至る。ここから同市道を北に進み、市道北4-29号線を経て、敬和学園高等学校前で県道島見濁川線との交点に至る。ここから同県道を西に進み、太夫浜地内を経て主要地方道新潟村松三川線に至る。ここから同道を西に進み、阿賀野川右岸との交点に至る。ここから同右岸を下流に進み、日本海海岸線に出て海岸線を北東に進み、新潟東港突堤先端に至る。ここから南東に進み、水産物荷さばき所に至り、海岸線を北東に約600メートルを進み、網代浜地内からの浜道に至る。この浜道から町道網代浜居浦浜山線を経て県道網代浜新発田線を南東へ進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

3,197ヘクタール(内水面610ヘクタール)

(4) 存続期間

令和6年10月15日から令和16年10月14日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

3 信濃川特定猟具禁止区域

(1) 目的

危険防止のため。

(2) 区域

新潟市中央区万代地内の国道7号萬代橋東詰を起点とし、ここから同国道を新潟駅方面に進み、県道新潟

小須戸三条線との交点に至る。ここから同県道を南西に、万代、八千代、幸西、上所、新光町、網川原、鳥屋野を経て信濃川右岸に沿って進み、県道新潟寺泊線との交点に至る。ここから同県道を西に進み、信濃川大橋を渡り、国道8号との交点に至る。ここから同国道を北東に進み、黒埼インターチェンジを通過し、県道新潟黒埼インター線に進み、小新、平島を経て青山地内で県道新潟亀田内野線との交点に至る。ここから同県道を東に進み、関屋大橋東詰から本川大橋西詰に進む。ここから信濃川左岸堤防上の安田新潟自転車道を北東に進み、千歳大橋、昭和大橋、八千代橋を経て萬代橋西詰に至る。ここから萬代橋を渡り、起点と結ぶ内部一円とする。

## (3) 面積

596ヘクタール（内水面296ヘクタール）

## (4) 存続期間

令和6年10月15日から令和16年10月14日まで

## (5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## 4 三条市中浦ヒメサユリ森林公園特定猟具使用禁止区域

## (1) 目的

「中浦ヒメサユリ森林公園」は、キャンプ設備やアスレチック、釣り堀、遊歩道などの施設が整備されており、森林浴やアウトドア体験等、自然とのふれあいを目的とした多くの人々が公園を利用している。

このため、公園利用者に対する銃器による事故が懸念されることから、引き続き当該地域を特定猟具使用禁止区域に指定するものである。

## (2) 区域

三条市中浦地内の県道鹿熊中浦線、市道広田加茂線三叉路を起点とし、県道鹿熊中浦線を西へ250m進み、そこから北へ沢沿いに登り、尾根を越えて500m進む。ここから北東の方向へ沢沿いに登り、尾根を越えて800m進み、市道広田加茂線に至る。ここから同市道を北へ100m進み、農道中浦26号線との交点に至る。ここから同農道を東に進み、同農道の終点に至る。同農道の終点から沢沿いに東南東へ650m登り、その地点からさらに南西方向三条市中浦、鹿熊の境界の尾根伝いに1,500m進み、県道鹿熊中浦線の峠に至る。同峠より西へ県道鹿熊中浦線を850m下り、起点と結ぶ内部一円とする。

## (3) 面積

140ヘクタール（内水面0.5ヘクタール）

## (4) 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

## (5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## 5 細越特定猟具使用禁止区域

## (1) 目的

危険防止のため。

## (2) 区域

市道細越1号線と主要地方道見附栃尾線との交点を起点とし、同主要地方道を東南東に進み鳴鹿橋北詰の市道嶺崎宮之原線に至る。ここから同市道を西に進み市道細越嶺崎線との交点に至る。同市道をさらに西に進み市道浄水場線を経由して市道細越浄水場線を北に進み観音山山頂に至る。ここから旧市営スキー場との境界を東に進み市道細越1号線に至る。ここから同市道を北東に進み起点と結ぶ内部一円とする。

## (3) 面積

43ヘクタール

## (4) 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

## (5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## 6 藤橋遺跡特定猟具使用禁止区域

## (1) 目的

危険防止のため。

## (2) 区域

長岡市西津町内の国道404号と市道深才77号線との交点を起点とし、同国道を南に進み市道西幹線42号との

交点に至る。ここから同市道を西北西に進み長岡技術科学大学に至る。ここから同市道を北に進み市道深才84号線との交点に至る。ここから同市道を北東に約70m進み市道深才77号線との交点に至る。ここから同市道を東に進み起点と結ぶ内部一円とする。

## (3) 面積

33ヘクタール

## (4) 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

## (5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## 7 刈羽新池特定猟具使用禁止区域

## (1) 目的

銃猟に伴う危険防止のため。

## (2) 区域

刈羽新池自然観察公園および新池一体。

## (3) 面積

2.8ヘクタール（内水面1.3ヘクタール）

## (4) 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

## (5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## 8 三和特定猟具使用禁止区域

## (1) 目的

危険防止のため。

## (2) 区域

上越市三和区下中地内の市道里五十公野線と市道三和上越線との交点を起点とし、ここから同市道を南東に進み県道上越安塚柏崎線との交点に至る。ここから市道井ノ口法花寺線を南に進み市道法花寺田村線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み市道里五十公野線との交点に至る。ここから同市道を北に進み起点と結ぶ内部一円とする。

## (3) 面積

41.7ヘクタール（内水面0.6ヘクタール）

## (4) 存続期間

令和6年11月1日から令和26年10月31日まで

## (5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## ◎新潟県告示第1108号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、令和5年3月14日新潟県告示第273号により指定した要措置区域の一部について指定を解除する。

令和6年10月11日

新潟県知事 花角 英世

## 1 指定を解除する要措置区域

村上市田端町3647番1の一部、3647番11の一部、3647番25の一部、3647番26の一部及び3761番5の一部

## 2 指定を継続する要措置区域

村上市田端町3647番25の一部、3647番26の一部及び3761番5の一部

## 3 土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

## 4 講じられた実施措置

地下水の水質の測定及び土壤汚染の除去（掘削による除去）

## ◎新潟県告示第1109号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残

留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

令和6年10月11日

新潟県知事 花角 英世

氏名	住所 (開設者の場合は施術所等の名称及び所在地)	指定年月日
早川 恭平	長岡市平島2丁目230番地 フォンティーン平島101号室	令和6年7月30日

#### ◎新潟県告示第1110号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定施術者等から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年10月11日

新潟県知事 花角 英世

氏名	住所 (開設者の場合は施術所等の名称及び所在地)	変更年月日
高野 恵介	新 訪問マッサージ ツナグテ 長岡市十日町614番地	令和6年4月1日
	旧 訪問マッサージ ツナグテ 長岡市北山1丁目53番地9	

#### ◎新潟県告示第1111号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和6年10月11日

新潟県知事 花角 英世

指定障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
就労定着支援	ともしび工房	三条市柳沢393番地	社会福祉法人青空福祉会	令和6年9月30日
就労継続支援A型	新発田地域生活総合支援センターさんさん館i	新発田市島潟1454番地	社会福祉法人のぞみの家福祉会	令和6年9月30日
就労定着支援	スノーピークウェル	見附市新幸町5番8号	株式会社スノーピークウェル	令和6年9月30日
就労定着支援	みつけワークス	見附市熱田町字新屋166番1	社会福祉法人栃尾福祉会	令和6年9月30日
就労定着支援	ワークセンターにしうみ	糸魚川市道平34番地2	社会福祉法人奴奈川福祉会	令和6年9月30日
就労定着支援	北さくら工房	上越市西本町1丁目8番1号	社会福祉法人さくら園	令和6年9月30日
居宅介護	自立支援居宅介護事業所 桜の園	魚沼市根小屋407-4	特定非営利活動法人 桜の園	令和6年9月30日
重度訪問介護				
就労継続支援A型	よつば	中魚沼郡津南町外丸丙1153番地1	特定非営利活動法人フォーリーフ	令和6年9月30日

◎新潟県告示第1112号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第30条第1項の規定により、令和5年10月から12月に収去した特殊肥料の検査結果の概要は次のとおりである。

令和6年10月11日

新潟県知事 花 角 英 世

生産業者	特殊肥料の種類	肥料の名称	検査結果	備考
加藤與清	堆肥	聖籠町「有機の里」	TN 1.0 % TP 0.9 % TK 2.0 % C/N 24 TCu 29 mg/kg TZn 85 mg/kg	
三田美憲	堆肥	村上牛発酵堆肥	TN 0.7 % TP 0.7 % TK 1.4 % C/N 20 TCu 8 mg/kg TZn 48 mg/kg	
農事組合法人かみはやし有機	堆肥	かみはやし有機	TN 3.2 % TP 4.2 % TK 3.2 % C/N 8 TCu 166 mg/kg TZn 797 mg/kg	
二野宮公和	堆肥	もみ殻牛ふん堆肥	TN 0.6 % TP 0.5 % TK 0.4 % C/N 18 TCu 15 mg/kg TZn 61 mg/kg	
有限会社キープクリーン	堆肥	笠巻ゆうき2号	TN 3.9 % TP 7.8 % TK 2.2 % C/N 7 TCu 198 mg/kg TZn 840 mg/kg	
新潟ひかりっこ株式会社	堆肥	もみから堆肥ひかりっこ有機2号	TN 0.2 % TP 0.1 % TK 0.1 % C/N 68 TCu 4 mg /kg未滿 TZn 14 mg/kg	
橋本善衛	堆肥	橋本養豚「元気一番」	TN 1.1 % TP 1.3 % TK2 1.4 % C/N 14 TCu 52 mg/kg TZn 172 mg/kg	

有限会社ツバメファーム	堆肥	BI活性堆肥	TN 1.4 % TP 2.9 % TK 2.4 % C/N 15 TCu 27 mg/kg TZn 240 mg/kg	
樋山智行	堆肥	牛ふん堆肥	TN 0.7 % TP 0.6 % TK 1.1 % C/N 22 TCu 6 mg/kg TZn 29 mg/kg	
有限会社ケーエスファーム	堆肥	ガンジーコンポスト	TN 0.5 % TP 0.5 % TK 0.9 % C/N 21 TCu 7 mg/kg TZn 41 mg/kg	
株式会社タカノファーム	堆肥	牛ふん堆肥	TN 1.3 % TP 1.7 % TK 2.0 % C/N 16 TCu 12 mg/kg TZn 82 mg/kg	
阿部成一	堆肥	土のごはん	TN 0.4 % TP 0.3 % TK 0.6 % C/N 32 TCu 4 mg/kg未満 TZn 17 mg/kg	
松尾茂樹	堆肥	まつお堆肥	TN 0.2 % TP 0.2 % TK 0.4 % C/N 43 TCu 4 mg/kg未満 TZn 26 mg/kg	
有限会社渡辺鶏園	動物の排せつ物	発酵鶏糞	TN 2.2 % TP 6.7 % TK 4.8 % C/N 7 TCu 59 mg/kg TZn 572 mg/kg	
株式会社グリーンファーム佐渡	混合特殊肥料	SADO 粃殻混合堆肥 (もみ殻・牛糞・鶏糞 及び米ぬか入り)	TN 1.5 % TP 2.7 % TK 2.5 % C/N 18 TCu 25 mg/kg TZn 201 mg/kg	

備考 分析検査を実施した成分の略号は次のとおりである。

TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、C/N-炭素窒素比、TCu-銅全量、TZn-亜鉛全量

◎新潟県告示第1113号

くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量(令和6年9月新潟県告示第1000号)の一部を令和6年9月30日に次のように変更したので、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第5項の規定により準用する同条第4項の規定により公表する。

令和6年10月11日

新潟県知事 花角 英世

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
1	くろまぐろ(小型魚)	1	くろまぐろ(小型魚)
	知事管理区分		知事管理区分
	新潟県くろまぐろ(小型魚)漁業		新潟県くろまぐろ(小型魚)漁業
	知事管理漁獲可能量		知事管理漁獲可能量
	126.756トン		123.556トン
2	くろまぐろ(大型魚)	2	くろまぐろ(大型魚)
	知事管理区分		知事管理区分
	新潟県くろまぐろ(大型魚)漁業		新潟県くろまぐろ(大型魚)漁業
	知事管理漁獲可能量		知事管理漁獲可能量
	71.525トン		74.725トン
3~4	(略)	3~4	(略)

◎新潟県告示第1114号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和6年10月11日

新潟県知事 花角 英世

- 1 保安林の所在場所  
新潟県柏崎市西山町浜忠字二位殿196、197、199の子、230、233
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び柏崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1115号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により、令和6年度地籍調査事業計画(令和6年9月20日告示第1050号)を次のとおり変更する。

令和6年10月11日

新潟県知事 花角 英世

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
-----------	------	------



柏崎市	柏崎市の第1計画区・第2-1計画区・第2-2計画区及び第3-1計画区	令和7年3月31日まで
新発田市	新発田市の第7-1計画区	〃
小千谷市	小千谷市の第31-2計画区・第32計画区・第33計画区・第34計画区及び第35計画区	〃
十日町市	十日町市の八箇第1計画区・八箇第2計画区・松代第2計画区・松代第3計画区及び松代第4計画区	〃
見附市	見附市の第10計画区	〃
村上市	村上市の神林第35計画区及び朝日第37計画区	〃
燕市	燕市の第45計画区	〃
糸魚川市	糸魚川市の第28-1計画区・第31-2計画区・第28-2計画区及び第31-1計画区	〃
妙高市	妙高市の第1-2計画区及び第1-3-1計画区	〃
阿賀野市	阿賀野市の第42計画区・第43計画区及び第44-1計画区	〃
魚沼市	魚沼市の第11計画区・第17-2計画区・第17-3計画区・第23計画区・第43計画区・第46計画区・第48-1-1計画区・第58-1計画区及び第58-2計画区	〃
南魚沼市	南魚沼市の第12-2計画区・第12-3計画区・第13計画区及び第14計画区	〃
弥彦村	弥彦村の第44計画区及び第45計画区	〃
阿賀町	阿賀町の第11計画区・第12計画区及び第13-1計画区	〃
出雲崎町	出雲崎町の第6計画区・第7計画区・第8計画区・第9-1計画区及び第9-2計画区	〃

湯沢町	湯沢町の第2020-2計画区・2020-3計画区・2020-4計画区・2024-1計画区及び2024-2計画区	”
刈羽村	刈羽村の第16-2計画区・第16-3計画区・第16-4計画区・第16-5計画区・第17-1計画区・第17-2計画区・第17-3計画区・第18-1計画区・第18-2計画区及び第19-1計画区	”
湯之谷地域 森林組合	魚沼市の湯森林第1-1計画区・湯森林第2-1計画区・湯森林第2-2計画区・湯森林第3-1計画区・湯森林第3-2-1計画区及び湯森林第3-2-2計画区	”

◎新潟県告示第1116号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年10月11日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 令和6年10月1日から令和7年3月31日まで
- 3 作業地域 新潟市北区松浜本町一丁目ほか地区(新潟市北区松浜本町一丁目(一部)、北区松浜本町二丁目(全部)、北区松浜本町三丁目(一部)、北区松浜本町四丁目(全部)、北区三軒屋町(全部)、北区松浜一丁目(一部)、北区松浜二丁目(一部))

◎新潟県告示第1117号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年10月11日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(R6新潟西道路用地調査等業務(その8))
- 2 作業期間 令和6年9月30日から令和7年2月28日まで
- 3 作業地域 新潟市西区曾和から内野早角 地内

◎新潟県告示第1118号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県長岡地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年10月11日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(県営農地環境整備事業 前島宮島地区 用地測量)
- 2 作業期間 令和6年9月17日から令和7年1月14日まで
- 3 作業地域 小千谷市大字上片貝 地内

◎新潟県告示第1119号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、南魚沼市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年10月11日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（地盤変動調査二級水準測量）
- 2 作業期間 令和6年9月30日から令和6年12月27日まで
- 3 作業地域 南魚沼地域

### ◎新潟県告示第1120号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年10月11日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 池ヶ原塩殿線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
小千谷市大字池ヶ原字江中子1098番2から	新	5.4～11.4メートル	180.7メートル
同市大字池ヶ原字石動下612番1まで	旧	5.4～6.5メートル	180.7メートル

## 公 告

### 特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年10月11日

新潟県知事 花角 英世

- 1 調達件名及び数量  
新潟県LANシステム用プリンター式の借上げ
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県知事政策局ICT推進課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法  
借入
- 4 契約方式  
一般競争入札
- 5 落札決定日  
令和6年9月13日（金）
- 6 落札者の氏名及び住所  
FLCS株式会社新潟営業所  
新潟県新潟市中央区天神1丁目1
- 7 落札価格  
85,008,000円
- 8 入札公告日  
令和6年8月2日（金）
- 9 落札方式  
最低価格